

2025年4月

消費者志向経営履修モデル Q & A  
——消費者関連科目に属する科目——

Q1：マスター消費生活アドバイザーを目指す人しか、消費者志向経営履修モデルを選択できないのですか。

A1：消費者志向経営履修モデルは、日本産業協会からマスター消費生活アドバイザーの指定大学院として認定され、マスター消費生活アドバイザーとなるためには、消費者志向経営履修モデルにおける消費者関連科目を5科目以上履修する必要がありますが、マスター消費生活アドバイザーの資格取得を目的としていない人でも、消費者関連科目に関心があれば、このモデルを選択することはできます。

※消費者関連科目に属する科目は以下の18科目です。

- 「企業と社会（CSR）」
- 「法と経済学」
- 「コーポレート・ガバナンス研究」
- 「会計研究2（内部統制・監査）」
- 「会社法研究1（企業組織の法と実務）」
- 「ファイナンス研究1（コーポレートファイナンス）」
- 「ファイナンス研究2（インベストメント）」
- 「経営組織・労務研究3（経営と組織）」
- 「契約法研究（契約法の基本原理）」
- 「知的財産法研究（知的財産の法と実務）」
- 「マーケティング研究1（消費者行動）」
- 「不法行為法研究（不法行為法の基本構造）」
- 「消費者法研究（消費者保護の法と実務）」
- 「競争法研究（企業間競争の法と実務）」
- 「経済刑法研究（企業と刑法）」
- 「税法研究1（税法の基本原理）」
- 「環境法研究（企業と環境問題）」
- 「民事訴訟法研究（紛争解決の法と実務）」

Q2：すでに消費生活アドバイザーの資格をもっていないと、マスター消費生活アドバイザーの指定大学院に入学できないのですか。

A2：マスター消費生活アドバイザーの認定を受けるためには、①消費生活アドバイザーの資格を有していること、②5年以上の社会人経験（うち、顧客関連業務（営業・商品開発等を含む）に1年以上従事していること）があること、③指定大学院において、消費者関連科

目を5科目以上履修し、当該大学院を修了していることが必要ですが、これらの要件を満たす順序は問いません。したがって、現役で消費生活アドバイザーの資格を取った大学生がそのまま指定大学院に進学した後に所定の社会人経験を経た場合のほか、指定大学院在学中にまたは修了後に消費生活アドバイザーの資格を取得した上で所定の社会人経験を経た場合でも、マスター消費生活アドバイザーになることができます。

Q3：消費者関連科目及びその他科目は、夜間や土曜・日曜には開講していないのですか。

A3：夜間や土日には開講しません。平日6時限や土曜に開講している科目もありますが、社会人が平日の昼間は従来の仕事を続けながら在学するという想定していませんので、それらの科目だけで修了に必要な単位を取得することはできません。

Q4：消費者志向経営履修モデルを履修した人も、修士論文は書かなければなりませんか。

A4：消費者志向経営履修モデルを選択した人も、修士論文またはそれに準ずる特定課題研究成果報告書を作成しなければ、修了できません。専らマスター消費生活アドバイザーの資格取得を目的としており、修士論文を執筆するだけの余裕がない人は、分量が修士論文の半分で、実務的内容でもよい特定課題研究成果報告書を選択することができます。修士論文を作成する際に履修する「研究指導」が4単位であるのに対して、特定課題研究成果報告書を選択した場合に履修する「特定課題研究」は2単位であるため、2単位分は講義科目を履修する必要があります。

\*用語の意味： 「履修する」とは、履修登録を行い単位を取得することまでを含みます。

以上